

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	7-1
処分の種類	クリーニング業務従事者の業務停止命令			
根拠法令条例等・条項	クリーニング業法 第9条			
処分の概要	クリーニング業務従事者が伝染性の疾患にかかり、公衆衛生上不適当と認められるときに、業務停止を命ずるもの			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため。)</p> <p>【参考】 第9条 都道府県知事は、営業者又はその使用人で、洗濯物の処理又は受取及び引渡し の業務に従事するものが伝染性の疾患にかかり、その就業が公衆衛生上不適当と認め るときは、期間を定めてその業務を停止することができる。</p>			
基準の制定根拠	—			